

6 . 自然や緑の保全・創出の基本方針

(1) 樹林地、農地、水辺空間等の保全

市域西部の鈴鹿山麓から丘陵地域には、自然林や造成林、里山などの樹林地がいくつもの塊（かたまり）として残存しています。これらの緑の塊（かたまり）は、水資源を貯え、防災機能を発揮し、都市環境の保全や市民の憩いの場として、また、人と生物が共生し、自然の生態系を継承する場として残っている貴重な自然環境です。さらに、近年のアウトドアレジャー需要の増大や多様化する市民価値観の面から、都市の魅力を生み出す資源としても認識されつつあります。

また、本市の西部地域に広がる優良農地は、本市の農業を支える集団的な農地としての役割に加え、樹林地とともに、防災機能や都市環境の保全に重要な役割を果たしています。

このため、樹林地や農地を保全するとともに、市民が安全に自然に触れられる環境を整備します。

また、「自然共生ゾーン」と「都市活用ゾーン」の境界付近には、伊坂ダム周辺、四日市東 I.C 周辺、曾井山、四郷風致地区、南部丘陵公園などの里山や樹林地が、平野部の市街地を取り囲むように断続的に連なっており、「都市活用ゾーン」にも自然海岸や河口の干潟など、貴重な自然環境があります。

こうした里山や樹林地、水辺空間は、市街地に近く、気軽に訪れることができる自然空間として市街地における暮らしの魅力を高めており、その保全や活用には里山や樹林地等の存在する地域の人たちだけでなく、その恩恵を受ける周辺市街地の市民の参加が必要です。

このため、市民・市民活動団体、企業による広域的かつ自主的な活動を促進するとともに、こうした活動と連携した取り組みにより、里山や樹林地、水辺空間などを保全、活用します。

(2) 市街地における緑の保全と創出

「都市活用ゾーン」の市街地では、「自然共生ゾーン」のように豊かな自然を享受することは困難です。しかし、市民に安らぎと憩いの場を提供する自然環境は市街地においても不可欠なものです。

このため、「自然共生ゾーン」の樹林地や農地から、「都市活用ゾーン」の市街地に向けて、緑や水の連続性を確保することで、本市西部地域に広がる豊かな自然環境と身近に接することができる空間の創出に努めます。

また、臨海部地域の市街地では、工場地帯や物流港湾地域との間に、市民の憩いの場となり、防災機能や緩衝的な役割を果たす連続した緑の創出に努めます。

市街地内の緑量を増やしていくためには、住宅の庭や工場敷地の緑化や、神社やお寺の森、既存住宅団地の外周緑地の保全、市街化区域の生産緑地などの農地の適切な管理が必要です。

このため、市民・市民活動団体、企業との役割分担を明確にし、連携した取り組みにより、自然環境の保全と創出に努めます。